【寄稿】「大学自治のあり方」訴訟
――それは学生たちの訴えから始まった――

重本　直利（大学オンブズマン理事）

1．学生たちの訴え

二〇一七年六月一六日、龍谷大学経営学部の学生たちは、「専攻演習」の数の少なさ、多様性のなさ等の事態に、要求をまとめ、多くの学生署名（三二七名）を添えて、学長、経営学部長、経営学部教授会構成員に対して要望書（以下参照、なお「演習」は「専攻演習」の意）を提出した。私はこのこと自体に驚いた。なぜなら、日本の学生が、大学教学の内容に踏み込んで異議を申し立て、具体的な要求項目をあげ、さらに多くの学生の署名を添えて、それを学長、学部長、各教員に突きつけるようなことは、かつてはあったが、もはや起こりえないと勝手に思い込んでいたからである。このような学生がいたことに救われる。大学の「顧客」のように扱われ、あるいは「消費者」としての学生に「教育サービス」を供給する大学、という図式が浸透している今の日本の大学において衝撃的な出来事といえる。だが、それは学生たちが大学における当事者意識（権利・義務・責任の意識）をもっての教学内容への当然の要求であった。この当然のことに本来、驚くこともないのだが、突きつけられた側の学長、学部長、そして多くの教員の対応に、学生たちは失望させられることになった。

1．基本要望
演習（ゼミナール）数の大幅増加および、学生の要望に応じた多様性への対応。
2．個別要望
・経営学部所属教員による可能な限り多くのゼミの開設。
・多様性確保の一環として、女性教員が担当するゼミの増加。
・演習開始後のミスマッチ等の問題へのフォロー、及び対応システムの構築。
・演習の辞退者数や未ゼミ生に関する実態調査、及びその情報の公開。

この事態は少人数教育を教学理念とする龍谷大学および経営学部の現在のあり方の問題（未ゼミ問題）を顕在化させた。多くのテレビ、新聞等のマスコミによって報道され、一大学・一学部の問題を越えて社会問題化した。大学関係者のみならず社会的な関心が高まった。しかし、この要求に対して、学長、学部長、そして教授会構成員の一部を除き、真摯に向き合うことはなかった。学生が要求した学長面談は実現せず、また学部長は学生が求めた回答を行うことはなかった。学長は教学担当副学長との面談を提案し、学部長は学生の「要望書」に対して数々の細部にわたる「逆質問」を学生にすることしかできなかった。学生たちの期待はすぐに裏切られ失望に変わっていった。九月に入っても事態は全く進展せず、学生たちは教員有志とともに二〇一七年一〇月三〇日、京都弁護士会の人権擁護委員会に人権（学習権）救済申立を行った。現在、予備調査を終え本調査が行われている。学生と教員有志はこの回答を待っている。

2．李洙任先生の提訴

この学生の切実な要望、特に「演習数の大幅増加」の要望は、二〇一三年度以降の経営学部における多くの退職教員の不補充の事態を背景にしている。これに対して、学部長および学部執行部は、「学部カリキュラム改革」をふまえて人事を行うとする主張（後でわかることになるがこれは単なる口実に過ぎなかった）の下、補充人事を行わなかった。その結果、通常であれば二五あった専攻演習は二〇一六年度には一七に激減した。しかし学部長はじめ学部執行部はこの事態を「未ゼミ

問題」とは捉えなかった。

この「未ゼミ問題」の状況下で、その改善に具体的に応えるために、二〇一六年四月以降、経営学部教授の李洙任（りー・すーいむ）先生は専攻演習担当の「申請書」を学部長に四度も提出した。そのうち二度は学生の「要望書」後である。しかしその都度、屋上屋を架する排除の論理で、学部執行部はしりぞけてきた。それはまともにとり上げないという学部運営における著しい非合理性と非民主性といえる事態であった。それは学生からの要望をまともにとり上げなかったことと同様である。経営学部長および教務主任は、これを取り上げる（実質的審議に入る）ことなく、一貫して「門前払い」（排除）するための「審議」（口実に近い議論）のみを続け、結果として李先生の専攻演習担当の道を閉ざした。それは、終始一貫、「最初に結論ありき」（排除の論理）の対応であり、次々と「拒否する」理由（口実）を作り出していった。

事態は全く改善されず、二〇一九年一月一一日、李先生は京都地方裁判所に提訴した。被告は、学校法人龍谷大学理事長、経営学部長二名（二〇一五〜一六年度学部長を含む）、教務主任である。この提訴は、大学運営の根幹である教授会運営のあり方、特にその民主的・合理的な審議・手続のあり方を問うている。

「大学の自治」は憲法第二三条の「学問の自由は、これを保障する」を制度化したものである。また、第二三条は憲法第三章の「国民の権利及び義務」の中の条文であり、明らかにこの自治は「国民（＝市民）から負託された自治」である。従って「大学の自治」のあり方は、この負託に応えうるか否かが問われる。この国民（＝市民）には、当然、学生、教員、職員も含まれる。それは国公私立大学全般のガバナンス（自治）のあり方への問いにつながってもいる。

この「門前払い」（排除）とはいったい何か。教員自らが教学上で積極的な提案や取り組みを行おうとしたのに対し、主たる担当科目が「専門教育科目」であるか「教養教育科目」であるかの区別のみを理由に挙げて、この提案・要望に関する実質的審議に入ることなく形式的議論に終始し、その結果、排除された。また、職務的優位（学部長および教務主任）にあるものの行為としては明らかにパワー・ハラスメントにあたる。

この事態を李先生は大学内のハラスメント委員会に訴えたが、「各学部の教育課程の編成に関わる重要事項

であり、各学部教授会において審議決定がなされる事項である」として申し立ては却下された。李先生は、この結果にさらに異議申し立てを行ったが、部局長会(常任理事会)の下に置かれている監査委員会においても同様な結論になり、学長名での通知が李先生に対して行われた。

学内での解決の道は閉ざされた李先生は、今回、提訴に踏み切った。この一連の大学内の運営のあり方は、学生の学習権の保障にとっても重大な「障害」となっている。冒頭で述べた学生の要望に応える意味でも、現行の学部運営のあり方およびこの件についての大学執行部(部局長会)の関わり方を問わざるをえない。

3. 被告の違法行為とは何か ―訴状から―

訴状は、「被告の行為の違法性」について、学部執行部として適正な審理・手続をとるべき義務の違反を取り上げている。

「教授会の運営においては、民主的・合理的な審議、手続が行われなければならないことは当然の条理である。したがって、教授会執行部が、教授会の構成員に対し、民主的・合理的な審議、手続を確保せず、一方的な決定を行うに至った場合は、教授会執行部の教授会運営、決定自体が、適正な審理・手続をとるべき義務に違反したものとして、違法であると評価される」。

この義務違反の内容について、「被告教務主任による原告に専攻演習を開講させないことの理由説明は、内容を変遷させており、最初から原告に専攻演習を開講させないという結論ありきにて不合理な説明に終始したものといえる」、また「理由の説明内容が変遷していること自体が、ありきの結論を導くために、本来考慮すべきでない点を後付にて考慮して結論を出そうとした他事考慮や、教授会審理における前提事実の重大な事実誤認を裏付けているといえる」とし、さらに「被告教務主任がこのような不合理な説明に終始してまで原告の要望をまともに審議しようとしなかったことからは、原告を学部内コースの専攻演習から排除し、かつ重大問題であるはずの未ゼミ問題を放置しようとする、不当目的があったことを推認することができる」と述べる。

被告学部長の義務違反については、「教授会の運営を取り仕切る学部長の立場にあったにもかかわらず、被告教務主任の不合理な説明内容を糺すことなく、むし

ろ被告教務主任の態度に同調し、未ゼミ問題解決のための原告からの提案・要望を教授会内でまともに審議しようとしなかった」とし、「このような被告大学経営学部の教授会執行部の立場にあった被告教務主任及び被告学部長の行為は、教授会の運営において適正な審理・手続をとるべき義務に違反しており、違法である」としている。

次に、被告大学の「不法行為・債務不履行責任」については、「使用者責任（民法七一五条一項）」を問うている。被告大学は「被告教務主任及び被告学部長との間で労働契約を締結している使用者である」とし、従って被告大学は「上記述べた被告教務主任及び被告学部長の教授会執行部として適正な審理・手続をとるべき義務違反及びハラスメントによる違法行為に関し、使用者責任を負う」と述べる。また、「就業環境配慮義務違反」について被告大学は「労働契約に付随する使用者の義務として、雇用する労働者に対し就業環境配慮義務を負う。その具体的内容として、被告大学の職場内にて違法行為やハラスメントが起きないように配慮すること、違法行為、ハラスメントが起きてしまった場合にそれが再発しないよう対策をとることの責任がある」と述べ、しかし「被告大学においては、現に被告教務主任及び被告学部長による原告に対する違法行為、ハラスメントが発生している。原告は、その点について被告大学に対し異議申立を行っているが、被告大学は未だ適切な対処を行っていない」ことから、被告大学は「原告に対する就業環境配慮義務違反による債務不履行責任も生じている」と述べる。

4.「大学自治」の本旨とは

李先生を支援する全国連絡会事務局に多くのメッセージが寄せられている（一部紹介）。

・「龍谷大学でも起こりましたか。それも教育課程そのものに係る事例であり、残念です。これからも全国的にこのような裁判が起こるかもしれませんね。大学（理事、教員）の劣化が進んでいるようです」。

・「李先生のお訴えが実現するとともに、学校教育法改正後の法解釈に希望が持てる判決が出されることを強く願っております」。

・「最近は大学の経営者が文科省に忖度する姿勢が強まっているようで気になります。学生の方も大学を就

職のための手段と割り切っている者が大半で、ゼミの単位が卒業に必修でなくなっていることにも問題があると思います。その背景には大学本来の真理の探究、教養ある専門家の育成と言った目標が失われつつあり、日本の高等教育の将来像が描けないことが本質的な問題であろうと感じます」。

・「私はゼミを通して人格的な陶冶があったと思っています。講義と違いゼミは教員と学生との距離が近いことが重要です。また、私自身が龍谷大学で学んだ時期に大きな意味があったと感じています。それは、自治が機能していたからこその学風だったと思います。ぜひ応援しなければと思います」。

「大学自治」・「教授会自治」とはいったい何であるのか。この問いに、どのように応えうるのか。今、この自治が、「トップダウン自治」・「独裁自治」・「忖度自治」として強まっている中、同時に「国民（＝市民）から負託された自治」が崩壊しつつある。市民は「トップダウン自治」・「独裁自治」・「忖度自治」を負託してはいない。また、それらは明らかに憲法第二三条違反の自治である。自治能力・当事者能力を喪失した現在の「大学自治」に対し、この訴訟は大学の合理的・民主的運営が担保されてこその大学自治であることを問うている。自治能力・当事者能力を喪失した現在の「大学自治」に、もはや自浄能力はないのか、日本の大学はそのような危機の中にある。大学人は事態がここまで進行していることに気づいていないようである。ここでも歴史は繰り返す。この訴訟において、広く社会（＝市民）に訴え、「市民の権利と義務」の行使としての「学問の自由」と「大学自治」の本旨を実現したい。では本旨とは何か。

学生たちの失望は、冒頭の要望書の項目が実現しない現実だけではなく、さらに深いところでの現在の日本の大学のあり方に対する絶望に近いものではないかと感じる。それは、特に大学内での人間関係のあり方、この間の龍谷大学内の学長、学部長、各教員を含む人間関係のあり方への失望である。この中身をこの訴訟および支援活動を通して私はつかみとりたいと思う。今、日本の大学内の人間関係はどのように変化しつつあるのか。「大学自治のあり方」訴訟とは「大学内での人間関係のあり方」への問いであり、異議申し立てである。

（了）